# 三好市発注土木工事における週休２日促進工事実施要領

## １．目的

本実施要領は、三好市が発注する建設工事のうち、土木工事における週休２日の取組において労務費等の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

## ２．用語の定義

(1) 土木工事

土木、水道施設及び通信設備等の設備工事とし、営繕工事に該当するものを除く。

(2) 週休２日

① 月単位の週休２日とは、対象期間のすべての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

## ３．週休２日の達成基準

(1) 月単位の週休２日

月単位の週休２日の達成は、対象期間内のすべての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 通期の週休２日

通期の週休２日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

４．対象工事

本実施要領は土木工事に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

５．発注方式

原則として、発注者指定方式で行うものとする。

６．積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休２日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、４週８休以上の現場閉所（現場休息）による週休２日の取得を目指すものとし、建設現場の週休２日の実現に取り組むこととする。

週休２日促進工事において、次の補正係数によりそれぞれの経費に乗ずるものとする。

４週８休以上（月単位：現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上）

〇土木工事標準積算基準書を適用する工事、水道工事、その他の工事

・労務費　　１．０２
・共通仮設費率　　１．０１
・現場管理費率　　１．０２

〇土地改良工事積算基準を適用する工事

・労務費　　１．０２
・共通仮設費率　　１．０４
・現場管理費率　　１．０５

〇森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

・労務費　　１．０４
・機械経費（賃料）１．０２
・共通仮設費率　　１．０３
・現場管理費率　　１．０５

(2) 積算及び変更方法

4週8休（月単位）以上を前提に、(1)により補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休（月単位）に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

7．対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

① 一般競争入札の場合 ：入札公告及び現場説明書

② 指名競争入札の場合 ：指名通知書及び現場説明書

③ 公募型指名競争入札の場合 ：指名通知書及び現場説明書

④ 随意契約 ：見積依頼書及び現場説明書

8．現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

③ その他留意事項

・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休２日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

工期設定要領等を参考に、全体工期のしわ寄せがないよう附帯工事等の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

三好市工事成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休２日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

(5) 元請下請の取引の適正化

週休２日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、市の工事発注部署間の連携を密に行うものとする。

附　則

本実施要領は、令和６年４月１日以降に新たに契約締結する土木工事から適用する。

附　則　（令和６年９月６日）

本実施要領は、令和６年１０月１日以降に新たに契約締結する土木工事から適用する。

附　則　（令和７年９月１日）

本実施要領は、令和７年１０月１日以降に新たに契約締結する土木工事から適用する。